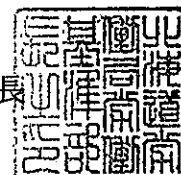




北勞基発 1004 第 1 号  
令和元年 10 月 4 日

関 係 各 位

北海道労働局労働基準部長



### 墜落制止用器具に係る質疑応答集の改訂について

墜落制止用器具については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号）が平成 30 年 6 月 8 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 249 号）が平成 30 年 6 月 19 日に、墜落制止用器具の規格（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）が平成 31 年 1 月 25 日に公布又は告示され、平成 31 年 2 月 1 日に施行されました。さらに、改正法令の具体的な運用について、平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号により、ガイドラインが策定されたところです。

これら法令の内容等について、質疑が多数寄せられていることから、平成 30 年 11 月 20 日付け基安安発 1120 第 2 号により質疑応答集を送付いたしました。が、今般別添のとおり改訂したので、ご参考までに送付いたします。

なお、改定のあった質疑応答集は下記の北海道労働局のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

#### ※ 掲載場所

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 建設業災害防止 > ●安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

